

生活環境課からのお知らせ

☎ 本庁舎生活環境課 ☎ 0857-20-3217 ☎ 0857-20-3045

シリーズ 4Rのすすめ【第1回】

■4Rとは

Refuse(リフューズ) ごみになるものは断る
Reduce(リデュース) ごみを発生させない
Reuse(リユース) 繰り返し使う
Recycle(リサイクル) 資源に戻す
これを4つの頭文字をとって、4Rと呼んでいます。

●職場での4Rに取り組んでみましょう

本市で排出される事業所ごみの量は増減を繰り返しています。職場でのごみ減量化の取り組みにご協力をお願いします。



【4Rの具体例】

- (Refuse) お弁当を購入する時は自分の箸を持参し、お店で箸を断る。マイバッグを持参し、レジ袋を断る。
- (Reduce) コピーを取る際は両面コピーを積極的に行う。また、コピーする前に設定の確認を行い、ミスコピーを減らす。水筒や自分専用のカップを用意する。
- (Reuse) 使用済み用紙の裏面を利用する。詰め替え製品を使用する。
- (Recycle) なるべく再生品を選ぶ。ごみを出すときは分別して資源回収業者へ引き渡す。
ごみの減量化のためには、身近なところから取り組みを進めていくことが大切です。できることから始めてみましょう。

便利で見やすくわかりやすい、地域別「ごみカレンダー」を活用しましょう

本市公式ホームページに平成30年4月～平成31年3月の地域別のごみカレンダーを掲載しました。(本市公式ホームページ⇒よく利用される情報・ごみの出し方⇒収集曜日一覧に掲載)

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 29 | 30 | | | | | |

ごみステーション利用の際のルールを守りましょう

本市のごみステーションは、町内会やアパートなどの管理のもと、住民のみなさんが、お互いに協力し合って利用していただいています。4月は、本市のごみ出しに不慣れな人が間違った方法でごみを出されることがあります。定められた方法でごみをきちんと分別していただき、出してはいけないごみを出さない、午前8時までに各町内会やアパートなどで定められたごみステーションに出すなど、改めてごみ出しのルールをご確認いただきますようお願いいたします。

鳥取地域の祝日のごみ収集

※鳥取地域以外については総合支所だよりをご覧ください。各総合支所市民福祉課(☎12ページ)までお問い合わせください。

祝日のごみ収集日にあたる地区は、ごみ収集のスケジュールが変更になります。

| 月日 | 可燃ごみ | 古紙類 | ペットボトル | プラスチックごみ | 食品トレイ 資源ごみ 小型破碎ごみ |
|--------------------|-------|-----|----------------------|----------|-------------------------|
| 4月30日(月) (振替休日) | 収集します | | | | 収集地区はありません |
| 5月3日(木) (憲法記念日) | 収集します | | お休みします ※10日(木)に振替 | | お休みします |
| 5月4日(金) (みどりの日) | 収集します | | お休みします ※11日(金)に振替 | | お休みします |
| 5月5日(土) (こどもの日) | 収集します | | | | 収集地区はありません |

※ごみを出すときは必ず収集曜日を守り、午前8時までに出してください。ただし、自然災害(台風、大雨、洪水、大雪、地震など)の恐れがある場合は、身の安全に十分配慮し、危険または困難な場合は次回の収集日(安全な日)に出すようにしてください。

乾電池・蛍光灯の収集

鳥取地域の次の乾電池、蛍光灯の収集は4月2日(月)～6日(金)の小型破碎ごみの収集日です。乾電池は透明または半透明の袋に入れ、蛍光灯は壊れないよう購入時のケースなどに入れて、出してください。

4月

飼い犬の登録と狂犬病予防注射のお知らせ

☎ 本庁舎生活環境課 ☎ 0857-20-3218 ☎ 0857-20-3045

平成30年度の狂犬病予防注射(集合注射)は、次のとおりです。3月下旬に送付した案内ハガキ・手数料を持参のうえ、会場に飼い犬を連れてきてください。平成29年度より、案内ハガキ表面に「狂犬病予防注射における問診票」が記載されています。注射を受ける前に、問診票の項目チェックをお願いします。なお、問診票の元気・食欲を除く項目に該当がある場合、集合注射はできません。

注射会場内での注意事項

- 注射のとき犬が暴れる場合があります。必ず、押さえることのできる飼い主が連れてきてください。
- 犬同士がケンカをしないよう、十分注意してください。
- フンの始末は、飼い主が責任を持って行ってください。(「鳥取市快適な生活環境の確保に関する条例」でフンの放置は禁止されています。)
- 体調の悪い犬、病気治療中の犬は、獣医師などと相談のうえ、後日注射を受けてください。
- 注射日当日が悪天候(雨天など)や犬の健康状態に不安がある場合は無理をせず、かかりつけの動物病院で受けられることをおすすめします。

※飼い犬は、生涯1回登録を行い、毎年1回、4月～6月の間に狂犬病予防注射を受けることが義務付けられています。

【料金】 ▶新規：6,050円
(登録料:3,000円+予防注射料:2,500円+手数料:550円)
▶継続：3,050円
(予防注射料:2,500円+手数料:550円)

※(犬)の飼い犬表示シールは、別途80円が必要です。

動物病院での狂犬病予防注射について

市内在住で犬を飼っている人は、市内の指定動物病院で、狂犬病予防注射と併せ、犬の登録と狂犬病予防注射済票の交付ができます。登録済みの犬の狂犬病予防注射済票の交付手続きには、3月下旬に市から送付した案内ハガキ(狂犬病予防注射済票交付申請書)が必要です。必ず動物病院にお持ちください。案内ハガキがない場合、動物病院での狂犬病予防注射は可能ですが、生活環境課、駅南庁舎総合案内、各総合支所市民福祉課での注射済票交付手続きが必要になります。転居などにより、案内ハガキが届いていない人は、生活環境課までご連絡ください。

【集合注射日程(鳥取地域)】

| 実施日 | 時間 | 会場 |
|---------|-------------|-----------------------|
| 4/5(木) | 9:30～9:40 | 岩坪公民館 |
| | 10:00～10:10 | 神戸地区公民館 |
| | 10:30～10:40 | 大和地区公民館 |
| | 10:55～11:05 | 美穂地区公民館 |
| 4/6(金) | 9:30～9:50 | 面影地区公民館 |
| | 10:10～10:30 | 大杖2区集会所 |
| 4/9(月) | 9:30～9:45 | 明治地区公民館 |
| | 10:10～10:20 | 豊実地区公民館 |
| | 10:35～10:45 | 松保地区公民館 |
| | 11:00～11:15 | 西里仁公民館 |
| 4/12(木) | 9:30～9:45 | 東吉成会館 |
| | 10:00～10:20 | 雲山南団地集会所 |
| | 10:35～10:50 | 大覚寺公民館 |
| 4/13(金) | 9:30～9:50 | 湖山西地区公民館 (国際交流プラザ) |
| | 10:10～10:30 | 賀露7区公民館 |
| | 10:50～11:10 | 賀露6区公民館 |
| 4/15(日) | 9:00～11:30 | 鳥取市役所(本庁舎) |
| 4/17(火) | 9:30～9:40 | 円通寺児童館 |
| | 10:00～10:20 | 国安集会所 |
| | 10:40～10:50 | 東馬場集会所 |
| 4/18(水) | 9:30～10:00 | 若葉台地区公民館 |
| | 10:20～10:35 | 津ノ井地区公民館 |
| | 10:55～11:05 | 米里地区公民館 |
| 4/19(木) | 9:30～10:00 | 岩倉地区公民館 |

| 実施日 | 時間 | 会場 |
|---------|-------------|------------|
| 4/19(木) | 10:20～10:50 | 稲葉山地区公民館 |
| | 11:05～11:15 | 修立地区公民館 |
| 4/20(金) | 9:30～9:40 | 湖南地区公民館 |
| | 9:50～10:10 | JA大郷ふれあい館 |
| | 10:30～11:00 | 美萩野1丁目集会所 |
| 4/23(月) | 11:15～11:25 | 末恒地区公民館 |
| | 9:30～9:40 | 東郷地区公民館 |
| | 10:00～10:15 | 大正地区公民館 |
| 4/24(火) | 10:35～10:45 | 高草人権福祉センター |
| | 11:05～11:15 | 千代水地区公民館 |
| | 9:30～10:00 | 城北地区公民館 |
| 4/25(水) | 10:20～10:30 | 北園ふれあい会館 |
| | 10:50～11:30 | 浜坂地区公民館 |
| | 9:30～9:40 | 江山人権福祉センター |
| 4/25(水) | 10:00～10:20 | JA鳥取支店 |
| | 10:35～10:50 | 聖神社駐車場 |
| | 11:00～11:10 | 西人権福祉センター |

飼い犬の死亡・住所変更などの連絡

本庁舎生活環境課 ☎ 0857-20-3218
各総合支所・市民福祉課(☎12ページ)
※平成29年4月より、電子申請サービスにて、飼い犬の死亡手続きが行えるようになりました。本市公式ホームページより申請してください。

犬や猫の飼い方についての相談

鳥取市保健所生活安全課(鳥取県東部庁舎4階)
☎ 0857-20-3675